

令和5年度 長生村中小企業等物価高騰対策支援金

問 産業課 ☎0475 (32) 2114

原油価格や物価高騰の影響を受ける村内の中小企業者等を支援するため、支援金を給付します。

支援金 1交付対象者あたり 5万円

※交付は1交付対象者につき1回限りです。

本支援金と他の同様の村の支援制度と両方を申請することはできません。

申請期間 令和6年2月28日(水)【当日消印有効】

対象要件 (主なもの) 対象要件を全て満たすことが必要

①申請日時点で次のいずれかに該当する者であること

ア 長生村内に本店または主たる事業所を有する中小企業者
またはこれに準ずる法人その他の団体

イ 長生村内に本店または主たる事業所を有しない個人事業者であって、長生村内に住所を有する者

②申請日時点で事業を営んでおり、引き続き事業を継続する意思を有すること。

③他の同様の支援制度を受けていないこと。

④村税を完納していること。

⑤法人税法第2条第5号に規定する公共法人に該当しないこと。

⑥事業内容が公の秩序または善良の風俗を害することとなるおそれがなく、事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守している。

※その他要件等の詳細は、申請要領をご覧ください。

申請方法 郵送(簡易書留など追跡可能な方法を推奨)

持参の場合は産業課まで。

申請要領・書類の入手方法

①村ホームページからダウンロード

②産業課で入手

申請時に必要なもの

①交付申請書(要押印)

②対象要件①を確認できる書類(確定申告書の写し等)

※詳細は、申請要領をご覧ください。

③誓約書

④振込先口座を確認できる書類(通帳の写し)

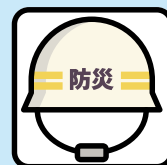
⑤本人確認書類の写し(運転免許証等) ※個人事業者のみ



共助の要 自治会へ加入しましょう!

近年、全国的に災害が増え、地域で支え合うことの大切さが見直されています。

～ 災害時に心強い ～



いざというとき、個人や家庭で、できることには限りがあります。地域でまとまり、支え合い、助け合うことで、もっと大きな安全・安心に繋がります。

～ 地域の人と交流できる ～



地域のイベントなどを通して、その地域の人と交流する機会が増えます。また、回覧板がまわってくるので、地域の情報を得られる機会も増えます。

～ 住みやすい村に ～



誰もが明るく健やかな生活を営むためには、行政や個人の力だけでなく、地域の力が必要不可欠です。自治会に加入してあなたの能力を発揮してみませんか。

▼自治会への加入は、お住まいの地域の自治会長にお申し込みください。

自治会長が分からない場合は、総務課☎0475 (32) 2111までお問い合わせください。

令和5年度非課税世帯等への 価格高騰重点支援給付金の申請はお済みですか

問 福祉課 ☎0475(32)2112

電気・ガス・食料品等の価格高騰等による負担増について、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯及び家計急変世帯)に対して支給している「非課税世帯等への価格高騰重点支援給付金(1世帯あたり3万円)の申請期限は、**10月31日(火)まで**です。

住民税非課税世帯の方には、既に給付金支給要件確認書を8月にお送りしています。

家計急変世帯の方は、申請書及び申立書を福祉課まで提出してください。申請書等は福祉課窓口または村ホームページをご確認ください。



スマホ体験講座(基本編)を 開催します

問 地域包括支援センター ☎0475(32)6865

「興味はあるけど使えるか心配」「スマホを持っているけど使い方がわからない」といった人を対象に、地図やLINE等の基本的な使い方を中心に楽しくわかりやすく学べる講座を開催します。スマホを持っていない人には貸し出します。

と き 11月16日(木)
午前10時～正午

と ころ 交流センター

講 師 スマホアドバイザー

費 用 無料

定 員 20人

申込み多数の時は抽選となります。

申込み 地域包括支援センター

☎0475(32)6865

申込締切 10月20日(金)



行政相談のご案内

問 総務課 ☎0475(32)2111

住民の身近な相談相手として、行政相談員が行政の仕事に関する様々な困りごとをお聞きしています。

10月16日(月)～22日(日)は行政相談週間です。村では毎月第2月曜日(当日が祝日の場合はその翌日)に相談を受け付けています。相談は無料で、秘密は厳守されます。

10月の相談日 10月10日(火)

午前10時～午後3時

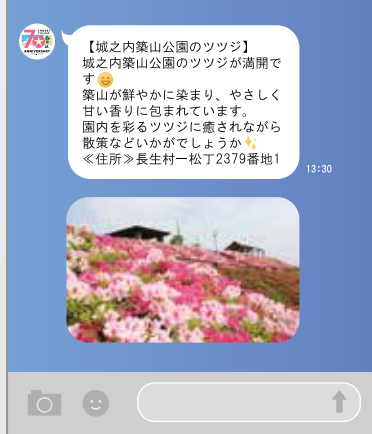
と ころ 福祉センター

※事前に予約が必要になりますので、総務課までご連絡ください。



長生村公式SNS 登録者募集中!

村政情報、イベント情報、災害時等の緊急情報などさまざまな情報をお届けします。
ぜひご登録ください。



【公表】健全化判断比率・資金不足比率

問 企画財政課 ☎0475 (32) 4743

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、次のとおり公表します。

この法律は、地方公共団体の財政破綻を早期の段階で回避するため、各比率を算定し公表するものです。

健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準以上となった場合は、早期健全化計画を策定し、自主的な改善努力により財政健全化を図ることになり、財政再生基準以上となった場合は、財政再生計画を策定し、国等の関与による確実な再生を図ることとなります。

令和4年度については、下表のとおり全て基準値を下回りました。今後も健全な財政運営に努めてまいります。

なお、詳細は、村ホームページまたは企画財政課窓口にて公表しています。

【令和4年度 健全化判断比率】

(単位：%)

指 標 の 名 称	令和4年度	(対前年度)	早期健全化基準	財政再生基準
【①実質赤字比率】 普通会計の赤字から財政運営の深刻度をみる比率	— (▲7.49)	—	15.00以上	20.00以上
【②連結実質赤字比率】 すべての会計の赤字から財政運営の深刻度をみる比率	— (▲17.07)	—	20.00以上	30.00以上
【③実質公債費比率】 借金の返済額等の大きさから資金繰りの危険度をみる比率	9.2	0.2	25.0以上	35.0以上
【④将来負担比率】 村が抱える負債の残高から将来財政への圧迫度をみる比率	27.5	▲14.7	350.0以上	

※①、②の指標とも赤字額等がないため「—」(該当なし)で表示し、参考に黒字の比率を(▲)で示してあります。

【令和4年度 資金不足比率】

(単位：%)

特 別 会 計 名	指 標 の 名 称	令和4年度	(対前年度)	経営健全化基準
公共下水道事業特別会計	【資金不足比率】 公営企業会計の赤字から経営状況の深刻度をみる比率	— (▲253.8)	—	20.0以上

※公共下水道事業特別会計は資金不足がないため「—」(該当なし)で表示し、参考に資金剰余の比率を(▲)で示してあります。



令和6年度 学童保育所入所申込

問 子ども教育課 ☎0475(32)2117

令和6年度(長期休暇のみの利用者も含む)学童保育所入所申し込みに必要な書類を10月16日(月)から子ども教育課(保健センター内)または各学童保育所で配布しますので、期間内にお申し込みください。

入所資格 村内に在住する小学校1年生から6年生までの児童で、昼間常に保護者(親またはこれに代わる者を含む)が就労などにより不在のため保育できない家庭の児童

受付日時 10月16日(月)～11月30日(木)
(土日祝日を除く)

午前8時30分～午後5時15分

受付場所 子ども教育課
(保健センター内)



令和6年度 こども園新規入園申込

問 子ども教育課 ☎0475(32)2117

令和6年度(途中入園希望者も含む)から新しくこども園に入園を希望するお子さまの申し込み書類を以下のとおり配布します。

配布日時 10月16日(月)～11月17日(金)
(土日祝日を除く)

午前8時30分～午後5時15分

配布場所 子ども教育課(保健センター内)
または各こども園

受付 11月中旬を予定しています。
詳細は、広報11月号及び村ホームページでご案内します。

※現在こども園に入園しているお子さまの継続利用の申し込みは、12月上旬にこども園から書類を配布する予定です。



10月～12月は 県下一斉滞納整理強化期間です

問 税務課 ☎0475(32)2113

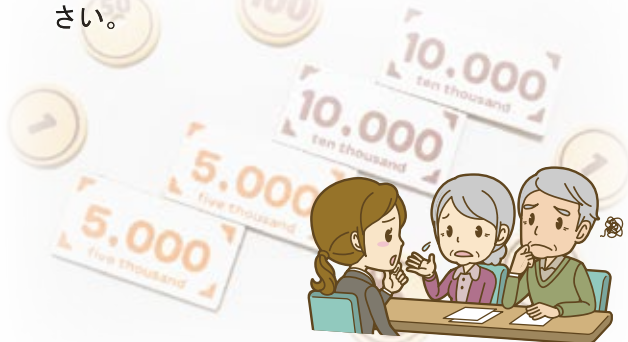


私たちが利用する公園・学校などの公共施設、教育・警察といった公共サービスなどは、皆さんが納めている税金で支えられています。

多くの方は納期限までに納税されていますが、残念ながら一部の方が滞納している状況です。そこで、村では、千葉県・県内53市町とともに「県下一斉滞納整理強化期間」(10月～12月)を設け、滞納整理に取り組めます。

※納税相談も行っています。

納税者の実情に応じて、納税の猶予などが認められます。詳細は税務課までお問い合わせください。



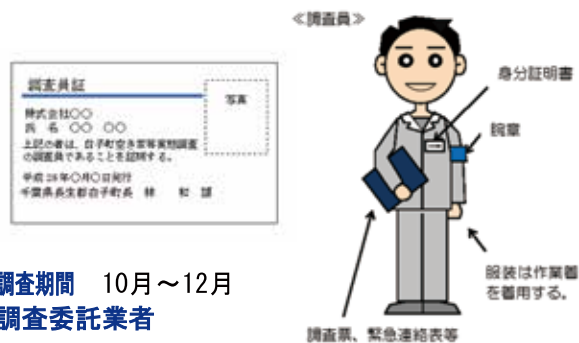
空き家実態調査を実施します

問 下水環境課 ☎0475(32)2494

村では、移住・定住促進の基礎資料を作成することを目的として、空き家の実態調査を実施します。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

調査対象 村内全域

調査方法 村が委託した調査員が、空き家と思われる建築物等の外観調査や写真撮影を道路上から行います。調査員は、村が発行した身分証明書を携行し、腕章を着用しています。



調査期間 10月～12月
調査委託業者

京葉測量株式会社

〒275-0024 千葉県習志野市茜浜3丁目4番6号

その他 空き家の所有者と思われる方には、アンケート調査を実施する予定です。ご協力をお願いいたします。

お知らせ

千葉司法書士会茂原支部
無料法律相談会



と き 10月7日(土)
午前10時～正午、午後1時～午後3時
ところ 茂原市総合市民センター (茂原市町保13-20)

相談内容

- ・不動産の相続、売買、贈与等の登記に関すること
 - ・会社、法人の登記に関すること
 - ・債務整理、成年後見等の法律に関すること
- ※無料相談会。予約不要です。

問 千葉司法書士会 茂原支部 司法書士 宮田祐志
☎0475(36)2344

お知らせ

行政書士による無料相談会

と き 10月22日(日) 午前10時～午後4時
ところ 茂原ショッピングプラザ
アスモ1階中央入口付近

相談内容

- ・相続の手続きと遺言書の作成
 - ・農地法・宅地開発手続き
 - ・成年後見制度
 - ・法人設立に関すること
 - ・各種契約書と内容証明郵便の作成
 - ・在留資格など国際業務に関すること
 - ・建設業など各種許認可申請に関すること
- ※予約不要です。



問 千葉県行政書士会 長夷支部 行政書士 竹村聡
☎090(3211)5208

お知らせ

調停手続相談を実施します

千葉地方・家庭裁判所 千葉一宮調停協会では、民事・家事調停委員(弁護士及び司法書士を含む)による調停手続相談を実施します。

- ・離婚、養育費、相続、扶養などの家庭内の悩み事。
 - ・金銭、土地、建物、交通事故などの悩み事。
- 等で困りの方は、解決の糸口を見つけてみませんか。

と き 10月22日(日)
午前10時～午後3時 (1件あたり30分程度)
ところ 茂原市総合市民センター (茂原市町保13-20)

- ◎秘密は守られます。
- ◎直接会場にお越し下さい。

問 千葉地方・家庭裁判所一宮支部
☎0475(42)3531



お知らせ

違反建築防止週間



10月15日(日)から10月21日(土)までは、違反建築防止週間です。

建築基準法は、私たちの生命や健康、財産を守るため、建物等の安全性の確保に関する、敷地や構造などについてのさまざまな基準を定めています。

建物を建てる場合は、建築基準法などの法令で定める基準や手続きを守り、適正に工事を進めましょう。また、工事が完了したときは、その建物が法令に基づき安全なものであるか検査を受けましょう。

なお、新築時は適法でも、その後の改修や用途(使い方)の変更により違反になってしまう場合がありますので、改修などの際には事前に建築士などに相談しましょう。

お知らせ

ご存じですか？労働委員会
～個別的労使紛争のあっせん～

千葉県労働委員会では、個々の労働者と使用者の間で生じた解雇・パワハラ・労働条件の不利益変更などの労働関係のトラブルについて、労働委員会の委員が間に入って、双方の歩み寄りによる円満な解決を目指す「個別的労使紛争のあっせん」を行っています。

あっせんは無料で、労働者、使用者どちらからでも申請できます。あっせんを希望される方は、お気軽にお問い合わせください。

問合せ・申請先

千葉県労働委員会事務局(千葉県庁南庁舎7階)
☎043(223)3735



お知らせ

観光施設共通入園割引券
プレゼントキャンペーン



県民を対象に、県内の観光施設共通入園割引券を抽選で3,250名にプレゼントします。

10月上旬頃よりインターネットで募集を開始します。詳しくは千葉県公式観光サイトをご覧ください。

問 ちばプロモーション協議会 ☎043(225)9170



※画像は昨年度のものです



声かけあって笑顔であいさつ地域の和！

長生村は地域の結びつきを深める重要な組織である自治会への加入を推進しています。

2023.10 広報ちょうせい 16

募集

自衛官等を募集します

防衛省・自衛隊では、「陸上自衛隊 高等工科学校生徒」及び「陸・海・空自衛官候補生」を募集しています。

詳しくはお問い合わせください。 ☎ 自衛隊茂原地域事務所 ☎0475(25)0452



募集種目		応募資格	受付期間	試験期間	合格発表	入隊(校)等	待遇・その他
陸上自衛隊高等工科学校生徒	推薦	男子で中卒(見込)17歳未満の成績優秀かつ生徒会活動等に顕著な実績を修め、学校長が推薦できる者	10月1日～12月1日	令和6年1月6日～8日 ※いずれか1日を指定されます。	令和6年1月18日	令和6年4月上旬	修業年限3年 卒業後は陸士長 卒業後約1年で3等陸曹
	一般	男子で中卒(見込)17歳未満の者	10月1日～令和6年1月5日	1次: 令和6年1月13日・14日 2次: 令和6年1月25日～28日 ※いずれか1日を指定されます。	1次: 令和6年1月19日 最終: 令和6年2月8日		
自衛官候補生		18歳以上33歳未満の者	令和5年11月、令和6年1月、2月に複数回を予定しています。 細部については、茂原地域事務所へ問合せ下さい。		試験時にお知らせします。	令和6年3月下旬～4月上旬	所用の教育を経て、3か月後に2等陸・海・空士に任用

募集

千葉いのちの電話 第35期ボランティア相談員募集
相談員募集事前説明会&公開講演会(無料)

1. 養成講座事前説明会

と き 10月6日(金) 午後2時～午後3時
(受付午後1時30分～)

ところ CIDビル(千葉市中央区本庁3丁目)

内 容 いのちの電話の活動 募集案内の説明

定 員 30名(先着順)

問合せ・申込先

社会福祉法人 千葉いのちの電話 事務局
(月～金午前9時～午後5時) ☎043(222)4416

2. 公開講演会・養成講座事前説明会

と き 11月3日(金・祝) 午後1時～午後3時
(受付午後0時30分～)

ところ CIDビル(千葉市中央区本庁3丁目)

演 題 「自分らしく生きる」
～心の声、からだの声に耳を傾けよう～

講 師 NPO法人志木市精神保健福祉をすすめる会
理事長 上田 将史氏

定 員 50名(先着順)



各種相談

相談内容	と き	相談時間	ところ	連絡先
育児相談	10月10日(火) 10月23日(月)	午前 9時～正午 午後 1時～午後 3時	一松こども園	☎0475(32)1106
人権相談	10月10日(火)	午前10時～午後 3時 (要予約)※1	総合福祉センター	☎0475(32)2112
行政相談	10月10日(火)	午前10時～午後 3時 (要予約)※1	総合福祉センター	☎0475(32)2111
住民法律相談	10月16日(月)	午後 1時～午後 4時 (要予約)※2	総合福祉センター	☎0475(32)2111
消費生活相談	月～金(祝日を除く)	午前 9時～午後 5時	相談員による電話相談	☎090(4436)8884
心配ごと相談	随時(要事前予約)		総合福祉センター	☎0475(32)3391

※1. 人権相談、行政相談、心配ごと相談は、当日の予約はできません。

※2. 住民法律相談の予約は、開催日と同じ月の最初の開庁日午前8時30分から役場総務課 ☎0475(32)2111で受け付けます。